

協会けんぽ山形支部からの お知らせ

2024年

12月号

職場内で回覧を
お願いいたします

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るため、年に一度「医療費のお知らせ」を送付しています。

事業主さま・ご担当者さまへ

「医療費のお知らせ」は大切な個人情報が含まれていますので、開封せずに従業員さまへお渡しください。また、すでに退職された方の分は同封の返信用封筒にてご返却ください。

送付時期

令和7年1月10日(金)～令和7年1月23日(木)に順次発送

対象期間

令和5年9月～令和6年8月受診分

確定申告の医療費控除の申告手続きにご利用いただけます

確定申告で医療費控除の申請をする際に「医療費のお知らせ」を添付いただくことで、明細書の記載を簡略化することができます。

※確定申告(医療費控除)については、国税庁ホームページまたは管轄の税務署にてご確認ください。

よくあるご質問

Q 令和6年9月～令和6年12月受診分が記載されていないのはなぜ？

医療機関から協会けんぽに医療費等のデータが届くまでに時間を要するため、8月受診分までの記載とさせていただきます。医療費控除の申告の際、9～12月受診分については医療機関が発行する領収書等をご利用ください。

Q なぜ「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があるの？

特定の診療科を有する医療機関等で受診した場合、医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れている場合、レセプトの内容を審査中の場合等は記載されていないことがあります。

Q 「医療費のお知らせ」を紛失したら？

再発行が可能です。
協会けんぽホームページの「医療費のお知らせ依頼書」を記入の上、ご郵送ください。

依頼書はこちら



Q 医療費のお知らせがないと、確定申告できないの？

医療費のお知らせがなくても医療費控除の確定申告はできます。この場合は、医療機関等が発行した領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付してください。

※「医療費控除の明細書」について、詳しくは国税庁ホームページまたは管轄の税務署にてご確認ください。

国税庁からのお知らせ

スマホやパソコンで医療費控除の申告ができます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、マイナポータルと連携して医療費の情報を取得でき、「医療費控除の明細書」に自動入力することができます。手続きには以下の2点をご準備ください。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダー)

詳細は
こちらから



【お問い合わせ先】 レセプトグループ 023-629-7225 (音声案内3番)



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

協会けんぽ山形支部 LINE公式アカウントをはじめました！

協会けんぽ山形支部では、皆さまにもっとタイムリーに情報をお届けしたいという思いから、LINE公式アカウントを始めました。季節の健康情報など、お役立ち情報を配信してまいります。

お友だち登録がまだお済みでない方は、ぜひこの機会にご登録をお願いいたします。

ご登録は
こちらから



年末年始の営業について

年末

令和6年12月27日まで

年始

令和7年1月6日から

申請書類はすべて郵送でのお手続きが可能です。
窓口混雑緩和のため、ご協力をお願いいたします。



健康コラム



一般社団法人 山形県薬剤師会
Yamagata Pharmaceutical Association

10月から始まった「長期収載品の選定療養」ご存じですか？



「長期収載品の選定療養」って何？

「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」がある先発医薬品を希望される場合は「特別の料金」をご負担いただくということです。

長期収載品：同じ成分の後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品のことです。

選定療養：医療保険制度上の仕組みの一つで、今年10月1日以降、「医療上の必要性がある場合」などを除いて、患者さんの希望により、後発医薬品ではなく長期収載品の処方を受ける場合は、選定療養の対象として、「特別の料金」(先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当)のご負担をお願いすることとしています。



なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないの？

将来にわたって国民皆保険を守っていくためです。

医療保険の負担の上昇を抑え、将来にわたって国民皆保険を守っていくため、現在、国では比較的価格の安価な後発医薬品への置き換えを進めています。今回めざしているのは、皆さまに特別の料金をお支払いいただくことなく、この機会に、より多くの方に後発医薬品の利用への切り替えをご検討いただくことです。

※これにより、医療機関や薬局の収入が増えるというわけではありません。医療保険者による保険給付が減少することで、医療保険財政の改善が見込まれるということが狙いです。

詳しくは薬剤師にお尋ねください

【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7225 (音声案内4番)

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2024.12月号